

して、きれいな形でできていればあまり悩まなくてもいいのだけれども、やっと突破できましたねということ。そこは、ややきれいな政策論になっていないのではないかとことです。

○山崎教授 今回の、配偶者特別控除の廃止による財源確保もそうです。

○林課長 その前の年少扶養控除の廃止の時もそうです。そこには企業負担は入っていませんから、まさに公費だけでやったのが平成12年改正です。

○山崎教授 これは政治の力ですね。

○河審議員 あのときには企業負担論が入っていたので、あの政策は公明党は出せなかったと思うのです。企業の扶養手当論が、かなりマイナーになっていたというのは、研究会の報告は意味があると思います。そうやってジッと考えてくると、この研究会は給付の世界とか新しい視点を一生懸命言っているのは、財源論の制約を突破したかったのだらうと思います。

○山崎教授 それでは、着実に税の扶養控除との調整という方向に動いてきているわけですね。

○河審議員 動いていると思います。ご記憶あると思いますが、あのときの孫田先生のご発表は強烈なインパクトがありました。扶養手当などというのは、別に扶養するために手当を出しているのではない。男女別賃金の格差を付けるためにやっているのだとおっしゃっていた孫田発表というのは、私にとってものすごく新鮮だったし、児童局にとってもすごく強烈だったという感じがします。

○下夷助教授（法政大学社会学部） 児童手当の発足当初から本人負担論があったということですが、そこで議論されていた「本人」というのは、どの範囲の人をさすのですか。

○河審議員 児童手当を貰っている親です。

○下夷助教授 子どものいる人ということでしょうか。

○河審議員 それを逆に言えば、児童手当の給付の対象をどうするか、年齢の問題があるのだと思います。非常にシンプルに言えば、児童手当を貰う年代層の親たちも、しかるべき拠出をするべきではないか。それが社会保障というか、社会保険に近い概念だと思うのです。いま本人は全然払っていないというのは、国費の肩代わりを企業がやっているということ以上のものはないわけです。

だから、社会的支援みたいな形でしかなくて、ある面では貰うべき人が貰っているとか、必要なものを貰っているという概念がなかなか作り出せないです。天からの授りものだみたいな議論になってしまっていて、自ら生み出していく共助みたいな概念になかなか入り込めていない。それは、児童手当ができたときから本人負担論はやっています。

これを作った者たちというのは、児童扶養手当もそうですし、社会保険関係をやっていた人たちが児童手当に挑戦しています。それからいうと、本人負担というのは、社会保険の必須の条件ですから、それなくして始まるということに対して、本当にいいのだらうかというのは、児童手当がで

きるときの議論でもあります。

それは先ほど申し上げた2つの制約で、1つ目はどうやって本人から金を集めるのだという技術論。2つ目は農業者団体を含めた、非常に政治的なパワーの強い所から、また集めるのかと。児童手当ができるときは、農業者年金制度ができるころですから、そのときの本人負担論に対する軋轢はすごかったです。そういう意味では、「小さく産んで大きく育てよう児童手当」の中の、「小さく産んで」の1つに本人負担論を外すというのはやむを得なかったと思います。その2つの問題から、本人負担を避けているということは、児童手当制度の位置付けを、その制約の中に置いていることは間違いないところです。

山崎教授が提案されている、育児保険論みたいなものをもしやるとしたら、本人負担論抜きでいいのかというのは常に付きまとうことなのです。育児保険論は、山崎教授の提案だけれども、完全に社会保険でなくてもいいのですけれども、社会保険に近い形のもの、「共助の質を」みたいなものを強調するためには、本人負担がないというのは、致命的な欠陥のような気がします。

○山崎教授 お互いに会費を出して支えあう。企業は企業で労働力確保という点で、児童手当に金を出すことにそれなりの根拠があるのでしょうかけれども、本来は国民一人ひとりがお金を出して、被用者については企業もそれを支援する形でお金を出す、あとは公費も支援するというのが、世の中、落ち着きがいいのではないかと考えています。

そうでないと、企業もこれ以上は持ちにくいのではないかとと思うのです。企業との見合いで、従業員本人からも負担を求める。サラリーマンの世界はそこまではできるだろう、と当初から言っているわけです。問題は自営業の世界で負担を求められるかどうかということです。

○河審議員 自営業の世界で、企業が払うお金の半分を従業員が払っているのだと思ってしまえとか、いろいろなフィクションはあるのだけれども、その問題が残ってしまっている。自営業の世界で払っていないということは、研究会でもう少しこういうのを……すべきだと言っているのは、いま児童育成事業の財源を膨らませるのは非常に辛いのです。拠出金というのは、企業が払っているわけです。企業が払っている児童育成事業の財源を用いて、1、2割いる自営業者のサービスに充てるという理屈は何ですか。企業の側からすると、百歩譲って、サラリーマンの家庭のためだったら、我々経済界の責任かもしれない、事業主側の責任かもしれないということで、1番なら認める。

だけれども、自営業者は我々には関係ないので、そのためにうちのお金が行くというのは論理的に正しいのですかと言われると、ややきついところがあります。それで、研究会報告では、健全育成サービスをもっと強化すべきだと言いながら、併せて、公費をより多くするべきだと言ったのは、

むしろ財源は公費なのではないかという思いをニュアンスとして出しているわけです。

そこがグルグル回っているというのは、本人負担が一部でも入っていれば、健全育成サービスの拠出金のうちの本人負担部分から回っていますと言えば、当事者も出しています、ということで先ほどの山崎論法にいくのですが、そこが全然出ていないというのは、給付の世界との連動をどうしても切らざるを得ないというところが課題のような気がします。

○山崎教授 拠出金を使って、措置の殻を破って外に打って出ようとするのだけれども、いま言った事業主しか負担していないという拠出金の制約なのです。

○河審議員 財源的な制約なのです。

○山崎教授 目立たない範囲でしか自由に使えない、ということになっているのでしょうか。

○林課長 いまの育成事業の整理は、少なくとも整理上は保育が1番です。保育の基本的な部分は、河審議員がおっしゃったように措置費という従来的一般会計で、それ以外のプラスアルファ論、多様なサービスに対応しようという場合について、育成事業をまだ注ぎ込もうと整理上はしております。あとは健全育成施策に対して拠出金を使う。これは自営業とか何とかというわけではなくて、次世代を担う労働力の確保、という意味合いで使っているのですよ、という形で経済界に対しては説明し、その範囲であればという形でご了解を得ていると思っています。

○山崎教授 子どもの数が減って浮いてくる分で育成事業をやっている、という感じですか。

○林課長 育成事業ができる前は、福祉施設費ということで、施設を建てるみたいな感じですが、そうでもなくてソフトもやっていました。それは、0.1/1000単位で拠出金を集めていました。その0.1/1000未滿については切り上げしていましたから、その部分の余裕財源である程度ソフトの事業ができるのではないか、というのが従来の考え方です。

育成事業のときは、その隙間という形ではなくて、一定の率を育成事業に回そうということで、きちんと「児童育成事業」という項目を立て、料率を0.2/1000相当という形で当時はできています。

○山崎教授 その0.2も全体を膨らませないで、内側に0.2付けたのです。

○林課長 そうです。トータル的には1.1/1000が分解しただけという形にはなりません。そこは、児童数が減少した中で0.2を導入しても、同じパイの中でできるだろうということだと思います。その率を上げるということになった場合には、平成6年改正はそんなにすんなりいったかなという感じがします。

○河審議員 これは、毎年経団連と交渉をするのですが、それをやっていた人間から率直に言えば、財界からは、上げないならば的確にお使いください、上げるとなったら、もう全部話は初めからに

戻しましょうと、こういう脅迫を常に受けておりました。

○山崎教授 児童手当の支給年齢については、かつては中学卒までの義務教育終了までだったのを、3歳未満に重点化、それを今度はまた9歳まで上げるという話なのです。しかし、年齢を上げていくと児童扶養手当、特別児童扶養手当との重複が出てくるので、それらの手当との関係を整理する必要があるというのですが、かつては重なっていたのです。かつてはどのように説明していたのですか。

○河審議員 かつては、未来は全体が総合化するのだろうということを、制度ができたころはまだ言っていたのです。あまり明確に、あちこちの公式文書にはないのですが、そういう意識はしていた。それが下がるようになってきてから、その議論はあまりなくなったというのは、やはり3つの制度が違うんだという流れが強くなってきた。それがまた上がっていくと、その議論に限って言うと同じところに戻る部分があるんだろうと思うのです。

○山崎教授 いずれは整理しなければいけない。

○河審議員 別に私は火を付けるつもりはありませんが、論理的に言うとそうなるのではないか。私は、どちらかという、やはり戻すべきだ、全体を総合化すべきだと思っています。児童扶養手当も、単独でご苦労されて改正されたわけですが、結果的には総合化する部分と、特に何とかする部分があるのかということ意識せざるを得ないことをずっとやってこられたのだと思うのです。総合化すれば、1つの体系になるのだろうと思うのですが。

○山崎教授 児童手当が膨らめば、児童扶養手当なり特別児童扶養手当の位置づけが変わる。

○河審議員 多少、加算みたいな話はあるのでしょうかけれど、制度の中に吸収して。そうすると、わりとフランスに近くなるのでしょうかね。それが良いかどうかは、また議論になるところでしょうけれども。

○下夷助教授 さきほど、児童手当はもともと社会保険に近い形での構想があったというお話でした。児童扶養手当は児童手当より先にできますが、児童扶養手当には児童手当の先駆けのようなもの、という議論もあったと思いますが。

○河審議員 児童手当の前に、特に必要度の高い人というので。

○下夷助教授 児童扶養手当が児童手当の先駆的なものであったとしますと、児童扶養手当も創設時から、いずれは社会保険のような仕組みにしていこう、という構想があったのでしょうか。それとも、児童扶養手当の出発のときには、そこまでは考えられてはいなかったのでしょうか。

○林課長 児童扶養手当ができた経緯というのは、どちらかという年金との関係で、要するに、死別家庭には母子年金があるのに、離婚した母子家庭には何の給付もない、そこの補完をしようと。

昭和 60 年改正というのは、児童扶養手当は年金の補完ではないという形で、福祉のほうに。なぜかという、補助率の地方負担の導入という形ですね。10 分の 10 が 10 分の 7 という形の中で性格を切り分けた。ただ、結果的には、いずれにしても子どもに着目した現金給付ですから。

○下夷助教授 確認したかったのは、子どもを育てる家族に現金を給付するという仕組みが、日本の社会では、当初から社会保険的な方向を意識しながら生まれてきたのか、それとも社会保障論の教科書にでてくる「社会手当」という概念を基礎にしていたのか、ということなのです。ここでいう社会手当とは、生活保護のような事後救済的な一手当ではなく、また、年金のような社会保険による事前予防的なものでもなく、両者の中間にあるようなもので、社会的に承認されているニーズのある人に対して、拠出を条件としない給付というものです。社会保障給付のひとつのカテゴリーとして、無拠出で給付される社会手当というものがあって、障害者手当や子どもを育てていることに対する手当などは、そのような社会手当として説明されていると思います。

○河審議員 そこに限って言えば、いまおっしゃったような社会手当論などというのは、世の中に存在したことはないと思います。社会保険的な、社会保障的なでもいいのですが、あるいは事前予防的な手当論というのがあって、あとは生活保護手当というふうに我々は考えてきたつもりです。なぜこれを国庫でやるのかということに対しては、保険料がとれないからです。保険料という性格を、誰が考えても持てない。誰か出してと言っても誰も出してくれない。だから税金を投入するというのが率直な論法だと思うのです。

その見方に対して、これは国家保障だから、例えば戦没者遺族に出すものと同じだから国庫で出す、という考え方を厚生省はとったことはないと思っています。ただ、そのように見る学者はいます。まさに福祉国家論だから、そういう人たちに対して保障するのが社会手当だとおっしゃる方はたくさんいらっしゃいます。ただ、私自身はそういう感覚ではない。離婚母子家庭だけを国庫が責任を持ち、死別のほうは国家ではなくて社会連帯で持つという論法はないだろうと思うのです。そういう意味での国家みたいなものが出てきているから税金を払っているのではないと思うのです。措置費のような世界は、国家が出てきているから税金を使っている。それから言うと、児童扶養手当というのは、国家が出てきているから税金を使っているのではなくて、他に財源を求められないから税金を使っているのだと私は思っているわけです。児童手当もそうだと思うのです。結構国庫が多いのですが、国庫の割合が何割かは別にして、それもやはり社会保険的に作った中で、必然的に国庫が必要だろうという考え方で出てきているのだと思います。

先ほどの児童手当の自営業の世界というのは、いまの児童扶養手当に近い。あれは国家保障としての児童手当なのか、それとも社会保険的で、しかも財源を出す人がいないからああいう形にな

っているのかというのは見方の問題ですが、私は後者ではないかと思うのです。これは人によって意見が違ふかもしれませんが、厚生官僚として考えるとそこはそうなのではないか。逆に言えば、真ん中の手当をなぜ国庫が全額みるのかということをおっしゃる人がいるのは事実ですし、学者に多いのですが、そこだけ全額国庫で見る理由を説明してくださいという説明できないと思うのです。我々は、そういう説明をしようとしたことがないから、説明できないと悩んだことはないのですが。先ほども言いましたが、説明できなくて悩んだことはたくさんあるのですが、いまのポイントについては過渡的な手段としか思えないと私は思っているのです。

○山崎教授 社会手当論というのは、厚生省にもずっとなかった。児童手当法をお作りになった高橋三男さんが、社会保障研究所の総務部長をされていて、私が書くものに「社会手当」などと書いたら興味を持たれたのです。役人としてそういうことは考えていなかったから。小山先生が社会手当ということは言っておられたのですが、我々が社会手当という概念で括り始めたのは、公的扶助としても説明し切れない、社会保険としても説明し切れない、それで共通項をとったのが、いま河さんが言ったような説明の仕方なのです。

○河審議員 ですから、それは「その他」のような感じですね。

○下夷助教授 積極的な概念ではないですね。

○河審議員 中間形態としてというよりも、その他なのです。右でもない、左でもない。

○山崎教授 説明できない部分をあえて整理したらああいう説明になる。

○下夷助教授 そういう意味ではかなり消極的な概念ですね。

○山崎教授 今日は児童手当の話なのですが、全体として、なぜ児童関係の施策は伸びなかったのですかね。

○河審議員 戦後いちばんきつくなったのは、家庭というのは権利の核みたいなもので、逆に言えば社会は絶対に入らないというのを強調しすぎた。その結果、非常に個別化というか、孤立化した家庭を社会的に意図してきたというのが絶対あると思います。良い悪いは別にして、家制度が何とかかんとかという議論がありますが、その問題は児童家庭局がずっと悩んできた問題で、それこそその変則状況というのは最近ちょっと変わりつつあるかなとは感じますが、子育てを社会的にやろうということのいちばん象徴的なのは、本当は里親制度や養子縁組、そういうものがある程度ベースにあってはじめて、社会的な養育というのが社会の共感を得られるのだと思うのですが、そのベースの部分で戦後ものすごく細くなってしまって、ほとんどなくなってしまった。その中で社会的な子育てを提案してきたのだと思うのですが、それが世の中に受け入れられなかった最大の理由のような気がします。それは、やはり家庭というものを社会から隔離させるのが良いことだと思った

考え方があってはならないでしょうか。制度論以前に、里親や養子縁組がなくなったということは、大きな影響を与えていると思います。

○山崎教授 なくなったということは、かつては相当あった。

○河審議員 戦前はすごくいっぱいありましたね。最近の親子問題なども、何であんなに孤立化するのかというと、戦前はああいう類のことがあると、誰かが里親や養子で引き取ったりしていますよね。あるいはおじさんとかが。大家族とか家制度とかいうと、下夷さんから怒られるから言いませんが、そういうのが背景にあったにしろ、子育ての社会化という要因の中で、それはすごく大きい。つまり、血縁がなくても子育てをやっているケースがいっぱいあったわけです。ところが、戦後は血縁主義というか、もっと前時代に戻って血統主義というか。いまの生殖医療のような話も、あれは血統主義ですよ。何で生殖医療にあんなにエネルギーを使っているのか。あれは明治時代よりももっと古い考え方ではないかと思っているのです。それが背景にある。なぜ、ではそういうふうになったのかということとイコールのような気がするのですが。子育てを社会的にやろうというときに、あんなに血統主義が強いというのは、やはり非常に違和感がありますね。

○山崎教授 ここは下夷さんの専門の領域ではないですか。

○下夷助教授 血統の話は別としても、やはり日本は近代家族が遅れてやってきた、ということではないでしょうか。日本では、広く人々の間で近代家族が実現可能になったのは高度経済成長期です。本来であれば、この時期に社会福祉、社会保障が拡大して、ファミリーポリシーを展開すべきだったと思うのですが、ちょうど人々が家制度的なものから解放されて、ようやく近代核家族を作り始め、母親による育児を理念として求めた時期と重なってしまったのではないのでしょうか。

一方、政府のほうも、自民党の文書などを見ますと、やはり母親の子育てが相当重視されています。高度経済成長期という特別なときに近代家族ができて、人々も母親の育児を理想とし、企業も政府も子育ては母親にやってもらったほうが良いという考えで、うまく一致していたのではないのでしょうか。そういう時代的背景をうけて、社会保障としても、家族の子育てのほうには目がいかなかった、という気がします。

○河審議員 下夷さんがおっしゃった前半の部分は、いま初めてお聞きしましたが、それはすごく合っている気がします。後半の部分は、厚生省との関係を言うと、昭和 37 年の児童福祉審議会での保育の問題の答申が出ているのです。これは社会のことを言っているのですが、当時は、本当にロマンティックなことを言っていた。昭和 30 年代というのは、年金を作るにしても保育の世界も、厚生省は社会主義者ではないかというぐらい、非常に社会福祉的なことを言っているのです。それが政府全体、社会全体の支持を受けているかということ、必ずしもそうではない。ですから、最後のほう

の社会保障の中にそういう意味が入っているというのは、私は違うと思うのです。「そんなに殴らなくてもいいのにな」というのが当時の児童局の雰囲気でした。あちこちからボカボカ殴られて、「そこまで殴らなくてもいいじゃないか、一生懸命言っているのに」と。それで児童局は、昭和 37 年から 40 年ぐらいまでは沈黙していたのです。

国民年金を何で 34 年に作ったかというのだって、今にしてみれば、当時の自民党は何を考えていたのだろうという話ですよ。高度経済成長に国民年金が間に合ったから、まさに経済的なバックアップができたというのは曙光だと。これは偶然みたいなものだけれど、逆に言えば当時、自民党の中心にいた人たちが、国民年金を作るということを受け入れたというのがすごい。安保闘争のときの岸さんは、右翼でひどい奴だと皆さんは言う。しかし、それは 34 年にできているわけだから。池田内閣が社会保障をやったというならまだ分かるのですが、岸内閣の下で、国民年金や国保の皆保険化ということをやっている。だから、与党も一色で染まっているという感じではなかったと思いますよ。ここはむしろ山崎先生のほうがお詳しいけれど、30 年代というのは、厚生官僚がものを言いやすかった時代かもしれない。

○山崎教授 戦後、長い間、狭い国土に過剰な人口という意識があって、むしろ子どもを減らす政策を意識的にとってきて、これではいかんと気がついたときには、経済が低迷し、財政の制約が強くなり、非常に難しい時代に児童を語らなければいけない、という不幸なめぐり合わせにあるのかなという気がしますね。

○河審議員 戦後に限って言いますと、山崎先生もいつもおっしゃっていることですが、昭和 55 年ごろの高齢者介護の世界というのは、一言で言えば、飲み屋へ行っても高齢者介護の話はしない、個人の家の問題だから。悩んでいる人はいっぱいいたはずだけれどしない。今、我々の世代は、飲み屋へ行くとそんな話ばかりじゃないですか。

○山崎教授 そう、みんな同じような話をしている。

○河審議員 「うちのばあさんも」「いや、うちのかみさんの親父が」とか。ところが、子どもの問題は、いま飲み屋でしない。「悪餓鬼で」とか。あるいは、どういう進路に進むかなんて全然考えてないとか、「せめてなりたや保母さんに」みたいな議論とかね、そういうのは飲み屋で絶対しない。それは、昭和 55 年ごろの介護の世界とすごく似ていると思う。だから、その後変わるかどうかというのはこれからの課題だと思うのだけれども。

○山崎教授 『恍惚の人』が昭和 47、8 年ごろだったと思うのですが、あれは一過性で、話題にはなったけれど全然広がりを持たなかったですね。50 年代後半になって、やっとぼちぼち介護の問題が語られるようになった。



○河審議員 長尾さんが児童局長時代には、飲み屋で子どもの問題がしゃべれる社会にしたいと言っていたんじゃないか。密室性が強すぎる、子どもの問題の議論は、各家庭の密室性になってしまっている。

○新保助教授（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部） 平成6年に児童育成事業が創設されたわけですが、なぜこの時期に現物給付的な育成事業が行われたのかということが1つと、もう1つは、今まで利用者の負担についていろいろ考えてこられたという歴史がある中で、この後、この部分の場合によれば保険になっていくのかなという感じもしていたのですが、この部分について利用者負担をあまり前面に出さないで運営されてきたような気がするのです。利用者負担をこの時期に前面に出さないような政策判断をされたのはなぜなのだろうか、ということをお願いできればと思うのです。

○河審議員 概論だけ言いますと、前の問題は、3年のときに拡充みたいなのをやっていますから、その議論と併せて高尾さんに聞いていただいたほうがいいと思うのですが、直感では、1つは子どものサービスのための財源を投入すべきだという議論と、児童手当を出すべきだという議論を、財源論と給付の公平論を併せてやったときに、どう組み合わせるかというのがあるのだと思うのです。研究会の報告の背景として言っているのは、いわば0・1・2というのはどちらかというとサービスではなくて手当で、4・5になると、保育所や何かはかなり公費を投入しているし、サービスがあるので、逆に言えば0・1・2の問題に特化していいのではないかと。一方、サービスの部分は4・5が保育にという、先ほど林さんがおっしゃったような話があるのではないかと。ということで、どっちが目的なのか、読む人によって違うと思うのです。

0・1・2に重点化するためにそう言っているとみるか、4・5歳のサービスを強化しようということのために言っているのか。いずれにしても、非常にアバウトだけれど、そこで手当とサービスを線引きしているのでしょうか。そういうのが研究会報告の一部にチラッと出ているところ。そういうのが概論、背景にはあったのだろう。ただ、それを当時の担当課長でいらした方がどう認識されていたかというのは、後でお聞きしたいと思います。

後半の本人負担の問題は、できない理由が2つあった。1つは、お金をどうやって集めるのかということなのです。やや事務的な感覚になりますが、児童手当の拠出金というのは、集めるために特別の手間暇をかけていない。一言で言えば、厚生年金の保険料に、児童手当の拠出金をのせて、社会保険庁に納めてもらっているわけです。ですから、ある意味で厚生年金の保険料が集まると、その付録みたいな形で児童手当の拠出金が集まってくるようなシステムにしている。それに今度、本人負担をやると、サラリーマンの場合は本人ものせて厚生年金を集めていますから、それと同じ

形で本人ものせて集めるということは、手続としては可能かもしれない。

しかし、自営業者をどうやって集めるか。ご承知のように、厚生年金の手続で国民年金の保険料を集めているわけではないですから。この間までで言えば、国民年金の保険料は、市町村に一人ひとりにお金を持って行ってもらって、それを社会保険庁の事務所で束ねて、それでやっていくわけです。それが、例えば 60 何パーセントしか保険料を持ってきてくれないというのが空洞化の議論です。つまり、それと併せてとってもいいのだけれど、それは全く新たな業務をやらなければいけないわけです。厚生年金の事業主負担と一緒に持ってきているというのは、非常に効率的で、ある意味では事務費用をほとんどかけていない手当の徴収システムに、全く新しく何十万人という人たちの本人負担をやるとしたら、そのために膨大なコストをかけなければいけない。「それはとてもじゃないね」というのが、事務手続論です。

もう 1 つは、当時は自営業者の圧倒的多くは実は農民だった。農民層が負担などしたくないと。昭和 46 年に農業者年金の制度ができるときの佐藤総理の提案というのは、「農民にも恩給を」なのです。恩給とは何かというと、全部税金で払うということです。農民にも恩給をよこせというのが、昭和 40 年代における農協の、農業者団体の年金論だった。しかも、それが意外にパワーがあった。年金のような、老後の所得保障の中核のような議論でさえ、全額国が出せと言っているときに、「すみません、子どものために 1 人いくら出してください」など、できっこないではないかというのが常識みたいな世界だった。その 2 つが背景にあると思っています。

○新保助教授 多分そうなのだろうと思うのですが、せっきやく現物的なサービスを提供したわけですから、そのときに将来を見据えて、利用料のような形で、徴収のときは難しいと思うのですが、サービスを具体的に利用された方に対して、明確に利用料を設定するということをするれば。

○河審議官 利用料は、とってもいいのです。実際に今もとっているし。

○林課長 受益者負担で、事業それぞれによって。

○新保助教授 当時は、比較的箱物的なものに多くお金を付けておられて、利用料が払にくいような仕組みを作られたのかなと思ったのですが、そうではないのですか。

○林課長 そうではないと思います。児童手当ができて、福祉施設という時代にやっていた事業所内保育という形で、運営費、整備費両方出していましたから、その時はそれなりに。あとは企業で一部、利用者からとっているかどうか、それは別として、そこは何の制約もございません。その財源の中に本人負担を入れるかどうかということで、個々の事業展開において、とるかとならないかは、利用する人とならない人の公平の問題ですから、そこはまた別だと思います。

○新保助教授 負担をするということについて、利用者の側が慣れる、児童手当を受ける側が慣れ

るということからいうと積極的に・・・。

○河審議員 負担論でいうと、例えば医療保険というときに、3つの負担があるわけです。1つは保険料としての負担、これは労使で払っているわけです。事業主がいくら払って、被保険者、サラリーマンがいくら払って医療保険の財源ができる。それが今で言うと、医療費の10分の7を保険で賄う。10分の3が一部負担論というか、受益者負担論ですね。いま児童のところでも申し上げたのは、3割の話ではなくて、7割の中の半分のサラリーマンの部分、これが児童手当にはない。10分の7全額が事業主負担になっている。3割の本人負担の部分は払っているのですかというのと、3割とは言えないけれど、その部分はいっぱいありますよ。問題は、医療の比喻で言えば、10分の7の中に本人負担が入っていないということを申し上げているわけです。

○新保助教授 ありがとうございます。

○下夷助教授 基本の基本のところなのですが、育成事業では、具体的にはどこにいちばんお金を使っているのですか。

○林課長 保育の中の延長とか。事業所内保育は別です。それは、かつてはやっておりましてけれど。

○山崎教授 夜間保育は？

○下夷助教授 夜間を実施している保育所はとても少なく、たしか、全国で50ぐらいだと思います。ほとんどは延長保育に使われているのでしょうか。延長保育は1万カ所ぐらいで実施されていると思いますが。

○林課長 1時間延長するというのは、ほとんどの方が利用するようになったので、これは本体のほうにいつてしまったのです。おそらく河さんがいたときには、1時間から全部、育成事業でやっていた。それは、一般化していないという前提で、育成事業で対応していた。

○河審議員 学童保育、学童クラブが結構多いでしょう。

○林課長 いまだ80億円弱ぐらい。

○山崎教授 事業所内保育所は、旧労働省と旧厚生省で、今はうまく住み分けているのでしょうか。

○林課長 住み分けてというか、全部雇用保険のほうです。

○山崎教授 旧厚生省は病院関係だけですか。

○林課長 院内保育は一般会計です。

○山崎教授 では、事業所内保育所には、いまは回っていない。

○林課長 育成事業ではやっていません。保育士の研修だけは、こども未来財団という団体がありまして、そちらでやっております。事業所内保育所の保育の質だけは譲れないというので、旧厚生

が持ったという形です。無尽蔵であればいいですが、限られた財源の中でという形になってきますので。

○山崎教授 では、高尾さんお願いします。

○高尾副理事長（医療法人溪仁会） 私の時代のことを少しお話いたします。もう10年以上も前になりますので、思い出し思い出しの話なのですが、着任した時期は、厳しい壁の中で1つ突破口が開きつつあるという印象でした。その要因が平成元年の「1.57ショック」です。これが、かなり風が吹いた。荻島さんが研究会報告を作られたのは、その少し前になるでしょうか、とにかく主計局が頭にきて……。

○山崎教授 平成元年の実績が1.57です。ですから、1.57ショックはそれが明らかになった平成2年ですね。研究会報告は1.57ショックの前年です。

○高尾副理事長 そうですね。報告書が出されたときは児童手当というのは、もう財政審やいろいろな所で廃止論が出ていたわけです。いちばん無駄なものの典型みたいな話があって、研究会報告を出したときは、一体何を考えているんだ、というぐらいの受け止め方だったようです。主計官の前に立たされて読まされたとか、そんなすさまじい状況下だったと聞いています。私が引き取ったときは、むしろ1.57ショックということで、「何かせなならんな」という雰囲気があった。主計局の中もどうも分かれているという印象でした。「何かやらなきゃならないんじゃないか」という意見と、「いや、あんな無駄はけしからん」という話と。

児童手当は、お金を出しているのは、公的を除いて企業だけなのです。それで財界はどうかとなると、経団連の小山さんは、児童手当法ができるときに、必要だということでバックアップされた方なのですが、実際にお金を払っている日経連は、とんでもないという話だった。そうは言っても、当時の鈴木会長あたりからが、このままでは駄目なのではないかという流れが出てきたわけです。児童手当が生まれたときから宿命的に背負っている問題が、人口政策との関係です。1.57ショックで1つ動き出したということは、逆に言うと人口政策的な期待感を持ったというのもあるのです。

それに対して、当方は「いや、そんなんじゃないんだ」と説明しました。研究会報告にありますように次世代の育成ということ、だからそれで1子だと。人口政策なら3子からでしょうという話になるわけです。1子というのは、全然意味が違うということを使うと、それなりに頭では分かる。頭では分かりますが、何か気持の中にあるのです。この問題をやっていて興味を持ったのは、声高に問題意識を持ち出すのは、大体おじいさんで、当事者の若い女性はどう思っているのかが分からない。この意識のギャップはものすごい。人口政策のようなイメージで語るのは、年をとった人です。自民党の長老の方々も関心を持ってきて、小委員会まで作って動かそうとする。しかし、「出

産は個人の問題だ」「産めよ殖やせよと言っては駄目だ」というのがあるからグッと抑える、そんな雰囲気でしたね。 だけど「本当は」という話が出てくる。

結局、1.57 ショックという時代の流れと研究会報告の考え方が混ざり合いながら実現していく道筋ということはある程度覚悟しながらやらざるを得ないのではないかというのは、正直言ってありました。

人口政策はできないにしても、効果はどうか、自分なりに諸外国のことをいろいろ調べてみましたら、ある意味で幸運だったのが、スウェーデンが1990年(平成2年)に、例の育児休業の手当、両親手当で出生率復を回復していた時期でした。当時は労働省と厚生省は別でしたが、育児休業法を政府提案するかどうかというのが大きな課題だったのです。家族手当と保育と育児休業とが3本柱であり、そういうものによって、ある程度の期待は持てるかもしれないというのが醸し出されてきます。育児休暇についても労働省が政府提案でいくということになりました。

○山崎教授 ちょうど平成3年ですね。

○高尾副理事長 そうです、同時なんです。育休法と保育と児童手当、これが3本柱だということを打ち出したわけです。この考えのベースにあるのは、やはり人口政策的な色彩が払拭できていないと思います。しかし、社会全体の危機意識は、そこにどうも収斂してきたなという感じがしまして、では保育はどうするかという話になった。拠出金を出している経済界のほうも、税金でやるのは縛りがあるのであれば、余っているのだから兎手でも出していいのではないかという雰囲気が出てきた。一般保育はとにかく税金でやっていただくことにして、企業の必要性に基づいてやるものについては企業負担でやろうという線引きで、10時までの長時間保育と企業委託型保育サービスというのを始めたのです。保育を、これは今、どうなっているのか知りませんが、保育を児童手当の育成事業という形で明確に位置づけてやりましょうと。今までは事業所内保育所だけだったのですが、そういう形でやりましょうということで合意が取り付けられました。

その後、紆余曲折いろいろあったと思うのですが、当時は時代状況が良かったのではないかと思います。平成2年というのは、バブル崩壊が始まるころだった。どうもピークを越えたなという気持はあったにしても、経済界は今のような深刻な雰囲気はなかった。むしろ、そっちのほうに金を回せるなら回してくれたほうがいいという雰囲気がありました。

財政当局では、私も後で聞いたのですが、いくら何でも財界からプラスの金など出っこないと初めは踏んでいたらしいのです。ところが、日経連のほうとは、前向きな取り組みが始まっていろいろ議論をしているときに、0.9だった拠出金率をいくらにするんだという話になって、私は「同じ拠出金率で良いことをやれといってもそんなの無理だ。下げるなどはとんでもない話だ。やるなら上

げなければ駄目ですよ」というような話をしました。「では、上げるならどこまでだ」ということで、「過去1.2まであった」と言って、1.2という数字が出てきました。ちょっとケチりすぎたかな、と思ったのですが、そこまで上げて、児童手当額1万円という数字が可能となったのです。5,000円を1万円にしなければならぬと。1万という数字が立つぐらいのスケールになるということになって、財界が金を出すなら当然国庫も増えるでしょうということ、たしか100億円ぐらいですかね。増額という話になった。

大蔵省は、最初は手当のような現金給付に対してはものすごく冷淡で、育成事業ならやってもいいという気持は持っていた。そういう形で保育関係もやるということも彼らは賛成のほうに入ってきて、うちは保育と手当をやるから、労働省は育児休暇を頑張ってくれということなので、その3本柱で動き出したというのが、当時の話です。

次に、ここに書かれている大きな課題の1つが、特例給付をどうするかということなのですが、あれは今でも残っているのですか。

○林課長 あります。

○河審議員 あれは、出来が良すぎるがゆえにいじれないのです。

○高尾副理事長 あれは、近藤さんが児童手当課長のときに作られたものですね。私が課長の頃、近藤さんは会計課長でした。だからというわけではないのですが、ただ、あれをいじってしまうと財源がなくなってしまうから、特例給付は特例給付で残して、引き続きの検討にしました。研究会報告の中で、大蔵省主計局がいちばん頭にカチンときたのは、特例給付の廃止を書いていることと聞いていたからでしょう。

○河審議員 その体系を何とかしなければいけないということで。

○高尾副理事長 何か書いていましたね。それに手をつけるようなニュアンスのことがたしかあったと思うのです。あれにはかなり抵抗していたと聞いています。私の時の児童手当法の改正は、特例給付を入れたときの法改正の附則で、見返しが宿題だったのです。お尻が切られていたのです。だから、これを見直すことが、児手法をとにかく改正しなければならないという背景がありました。特例給付をなくすということになると、公的お金を増やさなければならないことになりますから、それを多分警戒していたのではないかと思うのです。

○山崎教授 「現在、平成3年5月までの措置として所得制限の強化と特例給付の支給を内容とする特例措置が実施されているが、このように制度を長く臨時、特例的な姿のままにしておくことは適当ではなく、国の財政状況等も踏まえつつ、本来のあり方を考える必要がある」と書いてあります。これは、どうにでも読めますね。

○高尾副理事長 どうにでも読めますよね。「適当でなく」というところが多分、苦肉の表現だったと思うのです。一般の人とサラリーマンの徴収の差で、特例給付が設けられているという整理なのです。ですから、税の9・6が・4とかの問題にもかかってくるので、それでかなり警戒していたのかなと思います。

話は違いますが、先ほど、血統の話も聞きました。普仏戦争でフランスが負けた。ドイツは若い兵隊がいっぱいいいたから勝ったのだと。それで家族手当を始めたと聞いていますわけ。それで3子という人口政策的な色彩を強烈に出しながらやっていった。ところが、社会保障というのは、国籍要件を取っ払っていくので、民族的な色彩が消えていく。それでフランスも外国人の受給者がかなり多くて、どうするかという問題が起きているという話です。要するに、この問題をやり出すと民族の血が騒ぐという感じがあるらしい。社会保障でやる限り、国籍要件を撤廃されて、どんどん外国人にも出すことになる。じゃあ、国籍要件を復活するのかといっても、それはできっこない。

民族云々ではなく、逆に言うと、この国のあり様みたいな話があって、この島国という地域において非常に平和な社会を続けられていく、そういうイメージで考えていく話ではないですかと申し上げたこともありました。当時と今とだいぶ違うのは、当時はまだ外国人労働者の問題はそれほど出なかった。木村尚三郎さんと長尾立子さんとの対談だったと思うのですが、そこで木村尚三郎さんが「女老外」ということを言っていました。品が悪い表現だけれど、これからの労働力問題は女老外の問題だ、女性と老人と外国人だという話をされて、それをどうするかという話でした。

女性の社会進出は、だんだん認められてきた時期だし、育児休業がどうのという話まできている。老人に負担させるという話は、最近、現実の話とされてきています。外国人労働者をどうするのかと聞きましたら、連合も日経連もそれは嫌だという、それは非常に社会的コストがかかるという意味です。だから、それを前面に持ち出して何かをやろうという気は全然なかった。女性の両立支援を打ち出すということについては、むしろその時期だという感じでした。だから育児休業をやりましょう、保育をやりましょう、育児支援だという哲学は浸透したし、理解してくれたのではないかと思うのです。

今と違うなと思うのは、1つは経済の状況がこんな状況の中でどうかというのがあり、外国人労働力の問題は、少子化というよりも人口減少をしていく中で、じゃあどうするんですかという話で、若干また違った理論展開が起こってくると思います。ただ、人口減少に対してどうするのかという議論は、まだ始まったばかりかなという感じで、よく言われるグローバル化の中で、どのようにしていくのかなということがあり、当時と今とでは、大きな時代の違いがあると思います。当時の話はそろそろ昔話になるのではないかと思うのです。

このほか、当時、議論されていたいろいろな話、税の扶養控除も一部ですが、廃止してこっちに回すということが現実に抵抗なく出始めているというのは、かなり大きな違いです。昔は、議論をすること自体、「えっ」という感じだったですね。扶養控除に逆進性があるというのが、何のことを言っているのか分からないのです。実は税率を掛けたらこうなるという話を、根回し用ペーパーで説明しないと分からない時代だったのです。

○山崎教授 長い間、財政当局とは全然話が合わなかったようですね。担税力を調整している税の控除と児童手当は全く別のものですよということで、相手にされなかったのではないですか。

○下夷助教授 手当と税の調整問題は、イギリスの社会政策学者テトマスが論じて以来、ずっと議論されている問題ですよ。

○山崎教授 でも、日本では全く駄目でしたね。

○河審議員 日本では、手当と税とは関係なかったのですよ。財政当局と税との関係での変化というのは、やはり消費税だと思います。消費税が入って、所得税だけの議論から随分、財政当局は税の議論に対して柔軟になった感じがします。当時はひたすら所得税に頼っていましたから。その変化はあるような気がしますね。社会保障の世界でも、所得税対保険料という議論は、わりとシンプルにできますが、消費税対保険料という議論は、財源論になると非常にややこしくなる。サラリーマンの保険料と自営業者の保険料を分けてとっているシステムを持っている厚生省からいうと、消費税というのは、徴収技術としては満遍なくとれる。いま消費税も所得税も法人税も、みんな大体 10 兆円なのです。3分の1ぐらいは消費税になっていますから、それからいうと消費税が入ってきた影響は税の世界でも大きな影響を与えています、実は社会保障の世界でもいろいろな影響を与えています。

いまのお話を伺っていてなるほどな、と思ったのは、当時の右翼的な方、年配の方が人口政策的な血が騒ぐというのは、今はほとんどなくなりましたね。それは良かったのか悪かったのか分かりませんが、さっきのスウェーデンの議論で、人口問題と女性の進出問題のうるわしき調和みたいな議論になりましたよね。そのうるわしき調和論の世界の中で、むしろそういう人口的なことを言うのはおじいさんがすごく好きで、女性は大嫌いだという対立構造が、おじいさんがだんだんいなくなって、女性のほうはそれについてあまりアレルギーがなくなったというか、女性の社会進出ということ自身が、人口との関係でも別にマイナスだなどという時代だとは思っていない、同じ方向ですよということでの良き調和みたいなのができた中で、むしろ女性の方たちの支持が増えて、おじいさんが死んで、逆に言えば人口政策の議論のトーンがすごく薄くなった。それに伴う対立的なものは薄くなって、どちらかというところエンゼルプランなどがそうなのですが、男女共同参画論と児童



問題とは、うるわしき調和でやってきたわけですが、これからもそれでいけるのかどうかというのは、ちょっと別のような気を、いま厚生労働省も持ち始めているのだらうと思います。

だから、男女共同参画論も別に悪いわけではないですが、それと同じベースの議論で、果たして人口みたいなのが議論できるのかということについては、そろそろ一人立ちしなくてはいけないかもしれないと思います。男女共同参画論の陰に隠れる人口政策論ではなくて、もうちょっと独立性を強くしなくてはいけないのかもしれないというニュアンスは出始めています。それは別に先ほどおっしゃったおじいさん思想ではなくて、もうちょっと社会の中にパワーッと広がっているような感じはするのです。おっしゃるように、この10年間にそこはすごく変わったような気がします。

高尾さんのときでも、初めから財源計算するときには、0・1・2で計算するというのは、所与だったという感じですか。

○高尾副理事長 やはり、給付の重点化という形で年齢はあれしていこうというのは、所与だったですね。

○河審議員 露骨な言い方をすれば、額は1万円ほしいと。これはもう初めからの悲願みたいなのが何となくありましたよね。

○高尾副理事長 1万という数字は頭に残っています。

○河審議員 その就学前の話が、0・1・2になることによって1万になるなら、制度の改正という方向としては、いい方向だと。

○高尾副理事長 というより、ここにも書いていますように、むしろ3歳未満のところは、1つの特徴は重要な時期だろうという意味で、財源論だけではないですね、哲学としてね。だから、それは堂々たる主張として打ち出していた。それで結果として、1万も達成可能な世界になるかどうかと。

○河審議員 議事録を読ませていただいたのですが、国会審議でも、それについての批判というのは、あまりないのです。0・1・2にしてけしからんみたいなのはですね。

○高尾副理事長 そうですね。あまりなかったですね。

○林課長 手当を倍にしているから。

○高尾副理事長 手当を1子まで拡大したから。

○林課長 下のほうが魅力があったのでしょうか。

○河審議員 それから後のサービスは一生懸命やることはいいことだみたいなの。そこは今度、逆にいま現在とのアレからいうと、先ほども来られる前に林さんと話していたのだけれど、小学校の低学年というのは、そのときの考え方とどうつなげばいいのだらうなということ。短かければ短

いほどいいというのではないけれど、まさにおっしゃったように何らかの哲学で、財源論の世界はずっと「うまくいかないね」というので、ここにいる課長をやらせていただいた人間は同じような思いで忸怩たるものがあると思うのです。給付の低年齢児への重点化というのは、それなりに確信というか、自信というか、方向性としても間違わないだろうなという部分が、単なるお金の計算だけではないものがたぶんあったのだらうと思います。では、お金があるのだったら、小学校低学年までやりたかったかという、本音をいうと、何か首を傾げるところがあるわけです。これからなさろうとしていらっしゃる課長の前で申し訳ないのですが。

財源のほうは忸怩たる問題を抱えながらというのは、みんな共通の悩みなのですが、制度の重点化ということと、いまの話というのはどうつながるのかというのが、こういう山崎先生の勉強会みたいなときにも、1つの位置付けのポイントみたいな感じがします。

○林課長 おそらく平成12年度に年齢を延ばした、そのときの裏付けというのはヨーロッパ並みにという。1子まで、一応そこそこ財源の中でやって、財源さえ調達できれば、ヨーロッパ並みに引き上げていこうというのは、きっとあったんだと思います。その根っこがないと、年齢だけで重点化したから、これで終わったという形ではないのかと思います。それでは終わってしまいますからね。私はやはり、できればヨーロッパ並みということをおっしゃっているのです。

○河審議員 逆に言えば、私は多少後知恵だと思いますが、1子から出すというのが児童手当の、ある面で制度の出発点だ。だから昭和47年から1子になるまでの間は準備期間だったという論理なのかもしれないね。そのためには、小さく産むというのは、育つ前に1子まで延ばすのがともかくスタートラインだから、そこへ行ってから年齢を上げていくべきだと、こういう議論をしたらいいいのではないか。

○林課長 そうすると、後づけになってしまいますけどね。

○河審議員 やや役所の中の議論みたいになるのだけれど、そのポイントは結構大事なところではないかという気がします。

○山崎教授 3歳を境に、3歳未満は手当に重点化して、3歳以上は実際に幼稚園なり保育所なりサービスをほとんど利用しているので、サービスに重点をおくというふうに仕分けたのですが、今後、年齢が上がっていく過程では、年齢を問わずサービスと手当を調整するという仕組みのほうがいいと思いますが、その辺はいかがですか。

○林課長 高尾さんがやられた当時というのは、乳児保育はまだ指定保育所でやっていたのではないですか。

○高尾副理事長 数は少なかったですね。

○林課長 おそらく今みたいに、一般化させていないですから。今はもう育休明けには保育所に入る。場所によっては入れないという人もいらっしゃるようですが、基本的には預かるという形で一般化したので、その関係からいくと、未満児に特化する、それで現物給付は3歳以上からという、根っこがちょっと崩れたのですね。

○高尾副理事長 私が議論しているときは、手当は3歳未満で、それ以上は何だかという発想はなかったです。だから、いい悪いは別にして、3本柱というのが表にずっと出て行って、それを皆さん、マスコミも含めて「そうだ、そうだ」という雰囲気だったのです。だから、そのときは育児休業、児童手当、それから保育という3本柱でした。これをとにかくやらないと駄目だという雰囲気が強くありましたから。だから年齢で、ここから上がこれで、ここから下がというのではなくて、働く女性にとって何がいま困っているかという、夜遅くまで開いている保育所がないから困るとか、そんな話だった。

何で夜遅くまでやっているのかというと、企業の要請で遅くなっているのでしょうと。だから、10時まで開いている所に金を出しておかしくないでしょうと、こんな話だったですね。年齢でサービスと給付を分けるというのは最初はあったのかもしれないけど、途中から消えていったのです。そこで議論したという記憶があまりないのです。

○河審議員 むしろ研究会は、そこを意識しているのですよね。手当とサービスの役割分担みたいなのを、やや意識しているところがあります。

○高尾副理事長 今はわかりませんが、当時は保育所が絶対的に不足していたところがいろんな所であったのですね。とにかく、そういうところをやるのならいいことだという話で動いた。だから「企業委託型保育サービス」と非常に変な言葉を使ったのですが、あれはとにかく10時まで一般保育で延長しましょうということと、もう1つは土・日と祝祭日は開かないから、そこはこっちでやりましょうということで、とにかく埋めていくというほうが強かったですね。

○山崎教授 企業委託型はその後どうなりましたか。

○林課長 企業委託型はそれほど伸びていないが、まだ、あることはあります。

○河審議員 でも、企業委託型みたいなのが、小泉構想ではないが、島田晴雄構想ではないが、何か出ていましたね。去年か一昨年です。逆にいえば、企業委託型みたいなことが、たぶんそんなに広まっていないからだと思いますが、「新しい提案」というので、私が聞いたのでは小泉内閣の下で、待機児童ゼロの次の手として、ある面で企業グループ委託型みたいな、会社が10社ぐらい集まって、10社共同受託保育所のようなものができるようにするというのを、待機児童ゼロの次の政策にしたいみたいな話で、たぶん児童局と話がついたのではないですか。

ただ、それは林さんの世界からいうと、もうちょっと広い世界の中に位置付けられるという、新たにポンと作らなくてもという感じで児童局は受け止めたのではないかと思います。だから、そういう意味では、もうちょっと広がっているのかもしれないですね。企業委託型とか、駅型とかいう固有名詞の世界が全体的に何となく、ほかの手段でもできるみたいに広がっているのは広がっているような気がします。

○高尾副理事長 結構、事業所内保育を話題的にやっていますよね。

○河審議官 そうそう。

○高尾副理事長 文部科学省で作ったりとかね。

○山崎教授 先ほど来、育児保険という提案が出てきたり、あるいは保険とは言わないにしても、何か保険的な仕組みというのが当初からの関係者の中では語られてきたというのですが、法律の世界では、ご存知のようにこれは非常に抵抗があります。そもそも保険事故としては馴染まないというわけで、それは理論的にはそうなのですが、次世代育成支援施策の在り方に関する研究会の報告書では保険とは言わないにしても、共助という考え方で応分の負担を高齢者も含めていただいて、それに企業や国、自治体が財政支援をするという仕組みを考えているのですが、長沼さんはそのような議論をどのようにご覧になっていますか。

○長沼助教授（日本福祉大学社会福祉学部） まず、単純に歴史の話をする、たぶん報告会で本人抛入が入ったときには、あまり入れると社会保険になるのかというような議論は全くなくて、そうすると何で本人抛入というように言ったかどうかというのは、あまり財政的な意味もそんなになかったような気がします。これは袖井先生が「本人抛入を入れないと足りないんですか」というふうに質問されて、荻島氏は「足りないんです」と断言したのですが、あれはきっと嘘だったと思います。ただ、やはり事業主も出すし、税金も出すし、本人も出すというような考え方ができたのではないかと私は思っています。

○山崎教授 私は、介護もそうだったのですが、やはり参加意識を持っていただきたいというのがいちばんだったのです。たしか以前は、中央児童福祉審議会に労使は入っていませんでした。荻島課長は、労使にも発言してもらえる場にしなければいけないのではないか、というようなことをよくおっしゃっていました。世間からいろいろ注文を受けない行政は伸びないと。役所としては厳しいけれども、労使が口も出す、お金も出すという仕組みにしないと普通の社会にならないのではないか、ということをおっしゃられたように思うのですが。

○高尾副理事長 私のとくに児童手当部会で、労使という意味ではないのですが、連合から、人を入れてくれというのがあって、それでは誰にするかというのでいろいろ相談されて、結局、高島さ